

相続手続きのご案内

千葉興業銀行

ここでは原則的な相続手続きをご案内しています。
お取引の内容や相続のケースによりお取扱方法が異なる場合があります。
くわしくはお取引店またはお近くの千葉興業銀行にお問い合わせください。

相続手続きのご案内

ご名義人が亡くなられた場合、ご生前の取引には相続が発生し、その相続財産は、相続人様へ払戻または名義変更をしていただく必要がございます。ここでは原則的な相続手続きをご案内していますが、お取引の内容や相続のケースによりお取扱方法が異なる場合があります。くわしくはお取引店またはお近くの千葉興業銀行にお問い合わせください。

1. 相続のお手続きが完了するまでのお取引について

(1) 被相続人(亡くなられた方)名義のお取引等の取扱い

相続手続きが完了するまで、お引出し・ご入金等のお取扱いができなくなります。

お取引内容	概要
預金等	<ul style="list-style-type: none">・口座振替のご契約がある場合、口座振替も停止となりますので、口座振替中の諸代金については、別途お支払いいただくこととなります。・家賃等継続的な振込入金がある場合、相続手続きが完了するまでは相続人様全員の同意により、被相続人様の口座に従来通り入金することができません。・当座預金取引がある場合は、解約させていただきます。 小切手帳・手形帳の未使用分は、当店へご返却ください。 小切手・手形の生前振出分がある場合は、窓口にお申出ください。
債券 投資信託	<ul style="list-style-type: none">・相続手続き前の売買は原則できません。
保険等	<ul style="list-style-type: none">・当行でお申込いただいた生命保険・火災保険等は各保険会社へ、別途保険会社所定の手続きが必要となります。
融資 ローン等	<ul style="list-style-type: none">・被相続人様が債務者または保証人等になっておられました場合は、以降の継続取引ができなくなりますので、窓口にお申出ください。

(2) 残高証明書の発行が必要な場合のお取扱い(窓口にお申出ください。)

相続人様、遺言執行者、または相続財産清算人のお一人様からのご依頼により発行いたします。この場合、次の書類と実印をご持参ください。

- ・被相続人様が亡くなられたことが確認できる戸籍(除籍)謄本
- ・相続人様、遺言執行者、相続財産清算人であることがわかる書類と印鑑証明書

(3) 葬儀費用等で相続手続き完了前に預金一部支払が必要な場合(窓口にご相談ください。)

- ・相続人様から、別途確認資料等の提出をお願いします。

2. 相続手続き

相続手続きには、遺言書がある場合や、遺産分割協議が未了あるいは、調停・裁判・審判による場合など、事例ごとに必要書類やお取扱いが異なりますので、ご不明な点等はお気軽に担当者にお尋ねください。

(1) 相続手続きの概要

お取引内容	手続きの概要
預金等	<ul style="list-style-type: none">・原則相続人様の指定日に解約させていただきますが、中途解約利率となるものもあります。・外貨預金ご解約につきましては、お手続き日の解約相場が適用されます。(外貨のまま相続することもできます)・マル優等非課税扱いとなっているものは、相続人になられる方が、被相続人様死亡時に資格があれば、非課税扱いで継続させていただくこともできます。
債券 投資信託	<ul style="list-style-type: none">・①名義変更による継続扱い、②中途換金 いずれか1つを相続人様に選択していただきます。・中途換金の場合は、原則相続人様のご指定日に売却させていただきますが、相場が変動するものは、個々の約定日の相場が適用されます。また、売却代金の受渡日等が異なる場合もありますが、この手続きは別途ご相談させていただきます。
保険等	<ul style="list-style-type: none">・当行でお申し込んだ生命保険・火災保険等は各保険会社へお取次いたします。(別途保険会社所定の手続きが必要になります)
融資 ローン等	<ul style="list-style-type: none">・被相続人様が債務者または保証人等になっておられました場合は、預金等の各お取引と融資等の相続方法を併せてご相談させていただきます。
貸金庫等	<ul style="list-style-type: none">・解約とさせていただきます。・相続財産を明らかにする等の事由で、相続人様全員の合意のもとに相続手続き前に開閉する必要がある場合は、別途ご相談させていただきます。

(2) お手続きに際して

通常、相続手続きにおきましては相続人を確定するため、種々の確認資料等の書類が必要となります。

相続人の確定

まず、婚姻・子の存在・養子縁組等を調査する必要があります。
婚姻等による新戸籍の編成、法令による戸籍の改正、他市町村への転籍等により戸籍が作り替えられたとき、前の戸籍に記載されていた事項が全部新しい戸籍に移記されません。従いまして、この場合は前戸籍にさかのぼって調査する必要があります。

相続人が未成年の場合

遺産分割協議で親権者も相続人となり、その子と利益相反行為となる場合は、特別代理人の選任が必要です。この場合、家庭裁判所の審判謄本、特別代理人の印鑑証明書等が必要となります。

(3)必要書類等

被相続人（亡くなられた方）様の遺言書がない場合とある場合で、必要書類が異なります。

遺言書などがいない場合

ご提出書類	説明事項	発行先
相続に係る依頼書 (当行所定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続預金等の取扱方法を相続人様の連署によりお届けいただく書類です。 ・ 相続人様全員の自署、実印での捺印をお願いします。(遺産分割協議書がある場合、相続預金を受取る相続人様以外の自署等は省略できます) 	銀行窓口
被相続人様（亡くなられた方）の戸籍(除籍)謄本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被相続人様の出生から死亡までの連続した戸籍謄本をご用意ください。 ・ 本籍地が移転したり、結婚等により戸籍が移動している場合、その全ての戸籍謄本（改製原戸籍を含む）が必要です。 	本籍所在の市町村役場
相続人様全員の現在の戸籍謄本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、現在の戸籍謄本を提出ください。ただし、被相続人様に関する戸籍(除籍)謄本に相続人様全員の記載があり、印鑑証明書の氏名・生年月日と同一である場合、省略することができます。(但し省略を行った場合、省略された方にご提出いただく印鑑証明書は発行日から6ヵ月以内のものとなります。) 	
認証文付き法定相続情報一覧図の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被相続人様、相続人様の戸籍（除籍）謄本に替わるものとして提出が可能となります。 ・ 相続人様の相続放棄、廃除があった場合、又、発行後に被相続人様の死亡時点まで遡って相続人が変更となる場合（子の認知、胎児の出産）等があった場合は窓口までご相談ください。 ・ こちらをご提出された場合、相続人様からご提出いただく印鑑証明書は発行日から6ヶ月以内のものとなります。 	法務局
相続人様全員の印鑑証明書 (発行日から6ヵ月以内のもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 署名・捺印される方全員分をご提出ください。 ・ 海外に住居がある方は大使館、領事館で発行するサイン証明書・在留証明書が必要です。 	現住所の市町村役場
遺産分割協議書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続人様の間で相続財産の分割協議をされる場合に作成されるものです。 ・ 原本をご提出ください。当行で写しをとらせていただいた後、原本は返却いたします。 ・ 調停・審判の場合は同謄本をご提出ください。 	—
遺産分割調停書または遺産分割審判書 (確定証明書を添付)		家庭裁判所
変更届 (当行所定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名義変更を行う場合、名義変更を受ける方からの提出が必要となります。 	

遺言書などがある場合(上記書類のほかに次のものが必要になります。)

ご提出書類	説明事項	発行先
自筆証書遺言書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原本をご提出ください。当行で写しをとらせていただいた後、原本は返却いたします。 ・ 自筆証書遺言書の場合、二通りの取扱があります。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 家庭裁判所の検認扱い。 家庭裁判所で検認の手続が必要となります。 (2) 遺言書情報証明書扱い。 被相続人様をご生前に自筆証書遺言書の保管を法務局に依頼された場合、法務局宛、遺言書情報証明書の交付手続が必要となります。 ・ 遺言書で財産分与方法が不確定の場合は、別途分割協議等が必要となります。 ・ 遺言執行者選任審判書謄本等は、遺言書で遺言執行者が指定されている場合は不要です。 	—
(1) 遺言検認調書謄本		家庭裁判所
(2) 遺言書情報証明書		法務局
遺言公正証書謄本		—
遺言執行者選任審判書謄本等		現住所の市町村役場
印鑑証明書 (発行日から6カ月以内のもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺言執行者が指定されている場合は遺言執行者の方の印鑑証明書が必要です。 	
相続に係る依頼書 (当行所定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺言書がある場合でも当行所定の「相続に係る依頼書」が必要となります。 ・ 遺言執行者が指定されている場合は遺言執行者と受遺者による署名、捺印が必要となります。 ・ 遺言執行者がいない場合、遺言書の内容によっては、受遺者以外に相続人全員の署名、捺印が必要となります。 	

ご持参いただくもの(払戻し・名義変更手続時に必要となります。)

ご提出書類	説明事項
通帳・証書・カード等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被相続人様名義でお取引いただいていた全ての通帳・証書・カード等が必要となります。
ご印鑑	<ul style="list-style-type: none"> ・ 払戻を受ける方は実印、名義変更を受ける方は実印とお取引印をご持参ください。

お 願 い

市町村役場で戸籍謄本を請求される際は、役場担当者に「被相続人の生まれてから死亡までの連続した戸籍謄本（改製原戸籍を含む）を発行してください。」とお伝えください。

被相続人様等の戸籍謄本をもれなく用意していただくために、役場担当者に「相続のため」と申し添えてください。

ご 参 考

法定相続人の範囲

被相続人との続柄	法定相続人になる場合
配偶者	常に相続人になります。
子	実子・養子・嫡出子・非嫡出子を問わず、相続人になります。 養子は、養親・実親の双方の相続人になります。 特別養子は、養親のみの相続となります。
孫	相続人である子（孫の親）が、被相続人より以前に死亡しているときに、代襲相続人となります。
直系尊属父・母等	被相続人に子（代襲相続人を含む）がないとき
兄弟姉妹	被相続人に直系尊属（親・祖父母等）も子（代襲相続人を含む）もないとき
甥・姪	被相続人に子（代襲相続人を含む）も両親もなく、兄弟姉妹（甥・姪の親）もすでに死亡しているとき。

<代襲相続とは>

相続人が相続開始前に死亡または欠格・排除により相続権を失っている場合に相続人に代わって相続人が子が相続することです。

法定相続権がない者の例としては、次のものがあります。

- ①婚姻届を出していない（内縁関係の）夫婦の配偶者
- ②養子縁組をしていない配偶者の連れ子
- ③従兄弟（いとこ）
- ④おじ・おば

<相続人の確認>

- ・ 遺言書がある場合は遺言書が優先されますが、遺留分は受遺者以外の法定相続人にも残ります。（ただし、第三順位の相続人は除外されます。）
- ・ 相続人が未成年でかつ親権者と利益相反行為にある場合（親権者も相続人）は、特別代理人の選任が必要です。
- ・ 子の代襲相続は、孫・曾孫と代を下がるができます。
- ・ 兄弟姉妹の代襲相続は甥・姪までに限られます。

以 上